

農業集落排水等使用料 改定案①

(消費税及び地方消費税の額は含まない。)

○基本使用料 (1 使用月)

- ・ 佐屋、立田区域を 10 m³から 0 m³へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
 佐屋区域： 1,200 円/10 m³ ⇒ 1,000 円
 立田区域： 1,500 円/10 m³ ⇒ 1,000 円
- ・ 八開区域を世帯当たりから水量制へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
 八開区域： 3,095 円/(1 世帯+1 人) ⇒ 1,000 円

○10 m³当りの改定率

佐屋区域： 25.0% UP	【1,200 円/10 m ³ 】	⇒	1,500 円/10 m ³ 】
立田区域： 0.0%	【1,500 円/10 m ³ 】	⇒	1,500 円/10 m ³ 】
八開区域： 59.61%DOWN	【3,714 円/(1 世帯+2 人)】	⇒	1,500 円/10 m ³ 】

○超過使用料

- ・ 3 段階の区分とする。
- ・ 100 m³超からは、公共下水道と同じ 2 割増しとする。

佐屋区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	50 円	
<u>10 m³超</u> 120 円	⇒	<u>10 m³超～100 m³まで</u>	150 円	(25.0%UP)
設定なし	⇒	<u>100 m³超</u>	180 円	(50.0%UP)

立田区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	50 円	
<u>10 m³超</u> 130 円	⇒	<u>10 m³超～100 m³まで</u>	150 円	(15.38%UP)
設定なし	⇒	<u>100 m³超</u>	180 円	(38.46%UP)

八開区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	50 円	
設定なし	⇒	<u>10 m³超～100 m³まで</u>	150 円	
設定なし	⇒	<u>100 m³超～</u>	180 円	

農業集落排水等使用料 改定案②

(消費税及び地方消費税の額は含まない。)

○基本使用料 (1 使用月)

- ・ 佐屋、立田区域を 10 m³から 0 m³へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
佐屋区域： 1,200 円/10 m³ ⇒ 1,000 円
立田区域： 1,500 円/10 m³ ⇒ 1,000 円
- ・ 八開区域を世帯当たりから水量制へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
八開区域： 3,095 円/(1 世帯+1 人) ⇒ 1,000 円

○10 m³当りの改定率

佐屋区域： 25.0% UP	【1,200 円/10 m ³	⇒	1,500 円/10 m ³ 】
立田区域： 0.0%	【1,500 円/10 m ³	⇒	1,500 円/10 m ³ 】
八開区域： 59.61%DOWN	【3,714 円/(1 世帯+2 人)	⇒	1,500 円/10 m ³ 】

○超過使用料

- ・ 4 段階の区分とする。
- ・ 100 m³超からは、段階ごとに公共下水道と同じ 2 割増しとする。

佐屋区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>	
<u>10 m³超 120 円</u>	⇒	<u>10 m³超～100 m³まで</u>	<u>150 円</u>	(25.0%UP)
設定なし	⇒	<u>100 m³超～200 m³まで</u>	<u>180 円</u>	(50.0%UP)
設定なし	⇒	<u>200 m³超</u>	<u>210 円</u>	(75.0%UP)

立田区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>	
<u>10 m³超 130 円</u>	⇒	<u>10 m³超～100 m³まで</u>	<u>150 円</u>	(15.38%UP)
設定なし	⇒	<u>100 m³超～200 m³まで</u>	<u>180 円</u>	(38.46%UP)
設定なし	⇒	<u>200 m³超</u>	<u>210 円</u>	(61.54%UP)

八開区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>	
設定なし	⇒	<u>10 m³超～100 m³まで</u>	<u>150 円</u>	
設定なし	⇒	<u>100 m³超～200 m³まで</u>	<u>180 円</u>	
設定なし	⇒	<u>200 m³超</u>	<u>210 円</u>	

農業集落排水等使用料 改定案③

(消費税及び地方消費税の額は含まない。)

○基本使用料 (1 使用月)

- ・ 佐屋、立田区域を 10 m³から 0 m³へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
 佐屋区域： 1,200 円/10 m³ ⇒ 1,000 円
 立田区域： 1,500 円/10 m³ ⇒ 1,000 円
- ・ 八開区域を世帯当たりから水量制へ変更し基本使用料を 1,000 円とする。
 八開区域： 3,095 円/(1 世帯+1 人) ⇒ 1,000 円

○10 m³当りの改定率

佐屋区域：	25.0% UP	【1,200 円/10 m ³ 】	⇒ 1,500 円/10 m ³ 】
立田区域：	0.0%	【1,500 円/10 m ³ 】	⇒ 1,500 円/10 m ³ 】
八開区域：	59.61%DOWN	【3,714 円/(1 世帯+2 人)】	⇒ 1,500 円/10 m ³ 】

○超過使用料

- ・ 公共下水道と同じ区分とし 0 m³超～10 m³までを追加する。
- ・ 10 m³超からは、段階ごとに公共下水道と同じ使用料とする。

佐屋区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>	
<u>10 m³超</u> 120 円	⇒	<u>10 m³超～ 50 m³まで</u>	<u>150 円</u>	(25.0%UP)
設定なし	⇒	<u>50 m³超～100 m³まで</u>	<u>180 円</u>	(50.0%UP)
設定なし	⇒	<u>100 m³超～500 m³まで</u>	<u>210 円</u>	(75.0%UP)
設定なし	⇒	<u>500 m³超</u>	<u>240 円</u>	(100.0%UP)

立田区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>	
<u>10 m³超</u> 130 円	⇒	<u>10 m³超～ 50 m³まで</u>	<u>150 円</u>	(15.38%UP)
設定なし	⇒	<u>50 m³超～100 m³まで</u>	<u>180 円</u>	(38.46%UP)
設定なし	⇒	<u>100 m³超～500 m³まで</u>	<u>210 円</u>	(61.54%UP)
設定なし	⇒	<u>500 m³超</u>	<u>240 円</u>	(84.62%UP)

八開区域

設定なし	⇒	<u>0 m³超～ 10 m³まで</u>	<u>50 円</u>	
設定なし	⇒	<u>10 m³超～ 50 m³まで</u>	<u>150 円</u>	
設定なし	⇒	<u>50 m³超～100 m³まで</u>	<u>180 円</u>	
設定なし	⇒	<u>100 m³超～500 m³まで</u>	<u>210 円</u>	
設定なし	⇒	<u>500 m³超</u>	<u>240 円</u>	

<参考>

八開区域使用料月額（一般用）

均等割	人員割	人 数	合 計	使用水量
2,476 円	619 円	1 人	3,095 円	6 m ³
2,476 円	619 円	2 人	3,714 円	12 m ³
2,476 円	619 円	3 人	4,333 円	18 m ³
2,476 円	619 円	4 人	4,952 円	24 m ³
2,476 円	619 円	5 人	5,571 円	30 m ³
2,476 円	619 円	6 人	6,190 円	36 m ³

※ $2000/1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日} \times 30 \text{ 日} \div 1,000 = 6 \text{ m}^3/\text{月}$